

I 採用期間中の遵守事項

1. 特別研究員は、その採用期間中、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

なお、下記の事項に違反したと日本学術振興会（以下、「本会」という。）が判断するときは、特別研究員の採用を取り消すとともに、支給済みの研究奨励金の返納を求める場合がある。

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| (1) 特別研究員以外の身分を持たないこと | (P 2 「2. 特別研究員の身分」参照) |
| (2) 特別研究員の義務を遂行すること | (P 2 「3. 特別研究員の義務」参照) |
| (3) 研究上の不正行為を行わないこと | (P 2 「4. 研究上の不正行為について」参照) |
| (4) 研究費の不正使用を行わないこと | (P 2 「5. 研究費の不正使用について」参照) |
| (5) 他の機関からの資金援助を受けないこと | (P 4 「8. 本会以外からの資金援助」参照) |
| (6) その他、公序良俗に反する行為を行わないこと | |

2. 本会は、次に掲げるいずれかに、特別研究員が該当すると認めた場合は、その採用を取消することができる。

- (1) 病気等のために、研究を継続できないことが明らかな場合
- (2) 研究の進捗状況に著しい問題があり、所期の研究成果を達成できない場合
- (3) 採用期間中の海外渡航期間が、通算渡航期間制限の上限を超えた場合
- (4) 提出すべき書類が、期限内に提出されなかった場合
- (5) 申請書類の記載事項に重大な虚偽が発見された場合
- (6) その他、特別研究員としてふさわしくない行為をなしたことが明らかになった場合

Ⅱ 特別研究員制度の趣旨等

1. 本制度の趣旨

特別研究員制度は、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者を育成するため、優れた若手研究者に、その研究生生活の初期において、自由な発想のもとに主体的に研究課題・研究の場等を選びながら研究に専念する機会を与えると同時に、研究奨励金を支給する制度です。

2. 特別研究員の身分

- (1) 特別研究員は、その採用期間中、特別研究員-DCが大学院生の身分を持つことを除き、原則として特別研究員以外の身分を持つことができません。
- (2) 特別研究員と本会との間に雇用関係はありません。

3. 特別研究員の義務

特別研究員は以下に掲げる2つの義務を有します。

(1) 研究専念義務

特別研究員は、出産・育児に係る採用中断の扱いを受ける場合を除き、申請書記載の研究計画に基づき研究に専念しなければなりません。

(2) 報告書の提出義務

特別研究員は、毎年度末及び特別研究員の採用期間終了後速やかに研究報告書を提出しなければなりません。(P.24「13. 研究報告書」参照)

4. 研究上の不正行為について

研究活動における不正行為は、科学を冒瀆し、人々への科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げるものであって、本来あってはならないものです。

また、厳しい財政事情の下、未来への先行投資として、国費による研究費支援が増加する中、国費の効果的活用の意味でも研究の公正性の確保がより一層求められています。以上のことから、特別研究員は、研究上の不正行為を行なってはなりません。研究活動を行なうにあたっては、受入研究機関で定められた規定等に、十分留意してください。

(不正行為とは)

不正行為とは、研究者倫理に背馳し、研究活動の本質ないし本来の趣旨を歪め、研究者コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為であり、捏造、改ざん、盗用などがこれに当たる。

『平成18年8月8日 科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書』より

5. 研究費の不正使用について

特別研究員は、研究費の不正使用を行なってはなりません。研究費の不正使用の例は、次のとおりです。

(1) 謝金・給与に係る不正

・架空の出勤表等に基づく請求等、実態の伴わない謝金給与を請求

(2) 物品購入費に係る不正

- ・架空の取引により研究費の支出を請求し、支払われた代金を業者に預け金として管理させた
- ・架空の消耗品代金を業者が請求した

(3) 旅費に係る不正

- ・旅費の水増し請求
- ・実態を伴わない旅費の請求

また、この他、他の研究者が受けている研究費の不正使用に共謀した場合にも、不正使用とみなします。各研究費の使用ルールを受入研究機関等で確認の上、適切に執行してください。

6. 特別研究員の採用辞退等

特別研究員が以下の(1)又は(2)に掲げる事項に該当する場合は、特別研究員の採用を辞退してください。

- (1) 特別研究員が、常勤的な職に就いた場合
- (2) 特別研究員-DCが、特別研究員-PDへの資格変更を伴わずに、大学院博士課程に在学しなくなる場合（停学、退学、休学（出産・育児に係る採用中断を除く）及び留学を含む。）

7. 特別研究員のアウトリーチ活動の奨励

特別研究員事業は、国民の税金によってまかなわれていますので、研究活動の成果を国民へ還元すること、国民や社会に向けてわかりやすく発信することが、特別研究員に求められています。

そのため、特別研究員のアウトリーチ活動については、積極的に行っていただきたいのですが、受入研究者の了承の下、研究に支障のない範囲で原則として無報酬で行なってください。

(アウトリーチ活動とは)

アウトリーチ活動とは、単なる情報発信という考え方を超え、人々に対してわかりやすい言葉で研究内容や成果を伝え、科学技術を振興する側と享受する側が親和的・双方向的に向き合い対話していく活動である。「アウトリーチ」は「手を差し伸べる」という意味。

例：一般の人々や子ども、教員を対象とした公開シンポジウム、オープンキャンパス、研究室公開、出前講義、実験教室、サイエンスカフェ等

8. 本会以外からの資金援助

採用期間中は、国内外を問わず、他のフェローシップ、研究費の助成等を本会以外から受給することはできません。既に受給されている場合は、採用期間開始前までに、辞退してください。

日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた場合は、当該奨学金の辞退届の写しを提出してください。

また、外国人留学生で、日本政府（文部科学省）奨学金または日本学生支援機構の学習奨励費等を受けていた場合は、当該奨学金等の辞退届の写しを提出してください。

ただし、所属大学の基金等による授業料を援助するための奨学金など、大学の授業料に対する援助を目的とする助成金の受給（DC1、DC2 のみ）については、例外的に認めています。

9. 採用期間中の報酬の受給について

特別研究員採用期間中に報酬を受給することは、原則として禁止としますが、研究成果を公表することに伴い生じる著作権等については例外的に認めています。

また、以下のものについても週当たり総時間数5時間を上限に認めています。ただし、集中講義の非常勤講師等で一時的に週当たり総時間数5時間を超えるものについては、個別に本会に確認してください。

1. 大学等高等教育機関における非常勤講師
2. 将来大学等の教員・研究者等になるためのトレーニングの機会として当該大学に在籍する学生を対象に設置された職（大学等高等教育機関におけるティーチングアシスタント・チューター等）

※いずれの場合も特別研究員として研究に支障のない範囲が条件であり、必ず受入研究者の了解が必要となります。

この点に関しては、本会への届出は必要としていません。判断に迷う場合には、本会（03-3263-4998）まで、お問い合わせください。なお、本会以外から別に収入を得ている場合には、個別に確定申告（毎年2月中旬～3月中旬）を行う必要があります。